

## 5 長野県新総合交通ビジョンの推進について

【国土交通省、総務省】

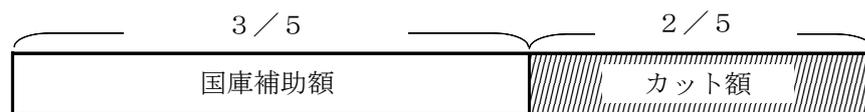
### 《提案・要望事項》

1 長野県新総合交通ビジョンに掲げる「地域交通の確保」に極めて重要な役割を果たしている「地域公共交通確保維持改善事業」が、地域の実情に応じて、より効果的に活用されるよう、以下の項目について配慮すること。

(1) 広域・幹線バス路線の確保・維持事業については、乗車密度による減額措置を見直すなど、制度の拡充を図ること。

・路線の平均利用者数を示す乗車密度が5人未満の場合、補助金が減額

<乗車密度が3人となった場合>



(2) 地域内バス路線の確保・維持事業については、従来から運行されている路線を補助対象とするほか、市町村ごとに設定される補助上限額を撤廃するなど、制度の拡充を図るとともに、必要な予算を確保すること。

2 地域の創意工夫が活かされ、一体的かつ効率的な地域交通確保に取り組めるよう、小規模な交通需要に対応するためのタクシー輸送や自家用車有償輸送の活用など、地方における多様な交通確保の実態を反映した地方財政措置等の適切な財政支援を講ずること。

・市町村の多様な交通確保の実態を踏まえ、地方財政措置や補助金等の支援が必要  
(「地方バス路線の運行維持」に係る経費については、特別交付税が8割措置されている)

「タクシー輸送」：行政による補助を受けて住民が利用するタクシー

「自家用車有償輸送」：NPO等による自家用車を使用した高齢者や障害者等の運送

### 《提案・要望の考え方》

「長野県新総合交通ビジョン」に掲げる「長寿社会の確かな暮らしを支える地域交通の確保」の実現に向けては、県民の重要な移動手段である路線バスの確保・維持を図るとともに、地域の実情に即した持続可能な交通ネットワークの構築が不可欠であり、「地域公共交通確保維持改善事業」の拡充を図るほか、地方における多様な交通確保の実態を反映した財政支援の一層の充実が必要である。

### 【現況、課題等】

- 1 人口減少社会を迎え、公共交通の果たすべき役割はますます増加するものの、利用者の減少などにより、事業者の採算性による公共交通の維持は困難な状況にある。一方、地域の交通を確保するための地方自治体の負担は増加している。
- 2 県内においては、本年度、地域内バス路線の確保・維持に「地域公共交通確保維持改善事業」を活用する39市町村のうち、補助上限額が2割程度引き下げられたこと等により、23市町村で補助額が要望額より減額される見込みである。

## 【長野県内の取組】

- 平成 25 年 3 月に「長野県新総合交通ビジョン」を策定し、地域の実情に即した持続可能な交通サービスの実現を目指している。
- 平成 25 年度に創設した「地域交通システム再構築促進モデル事業」により、市町村とともに、デマンド交通、タクシー輸送、自家用車有償輸送なども積極的に活用した効率的で利便性の高い交通システムの構築に取り組んでいる。
- 平成 27 年度からは、県がバス車両を「県的交通インフラ」として所有し、バス事業者が運行する「県有民営による幹線バス路線確保対策事業」を導入している。

## 【参考】地域公共交通確保維持改善事業について

### 1 事業概要

項目	内	容
名称	地域間幹線系統補助金 (広域・幹線バス路線)	地域内フィーダー系統補助金 (地域内バス路線)
補助事業者	一般乗合旅客自動車運送事業者（乗合バス事業者）等	一般乗合旅客自動車運送事業者（乗合バス事業者）、自家用有償旅客運送者等
補助対象路線	都道府県協議会が定めた生活交通確保維持改善計画に掲載されている路線	市町村協議会が定めた生活交通確保維持改善計画に掲載されている路線
主な補助基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>複数の市町村にまたがる路線</li> <li>運行回数 1 日 3 回以上</li> <li><u>乗車密度 5 人以上</u></li> <li>経常赤字が見込まれること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域・幹線バスを補完する路線又は交通不便地域の移動確保を目的とする路線</li> <li><u>新たに運行又は公的支援を受けること</u></li> <li>経常赤字が見込まれること</li> </ul>
補助対象経費	補助対象路線の経常費用と経常収益の見込額の差額（欠損額）	
補助率等	補助対象経費の 1 / 2 以内	補助対象経費の 1 / 2 以内 ※市町村ごとに上限額を設定

### 2 平成 27 年度事業の交付見込みについて（H27.4 時点）

名称	数量	国庫所要額	国庫交付見込額	不足額	備考
地域間幹線系統補助金	29 路線	162,836 千円	135,964 千円	26,872 千円	乗車密度要件により、15 路線で 16.5% 減
地域内フィーダー系統補助金	39 市町村	563,131 千円	310,028 千円	253,103 千円	上限額超過により、23 市町村で 44.9% 減

#### （地域内フィーダー系統補助金「市町村毎の上限額算定式」）

- 国からの通知（毎年度変動）に基づき、市町村の人口等を基準とした次式により算定

$$\text{H27 事業} \quad \text{対象市町村人口} \times 240.40 \text{円 (単価)} + 400 \text{万円 (基礎定額)}$$

H28 事業 <財政力指数 1.0 未満>

$$\text{対象市町村人口} \times 200 \text{円 (単価)} + 300 \text{万円 (基礎定額)}$$

<財政力指数 1.0 以上>

$$\text{対象市町村人口} \times 200 \text{円 (単価)} \times 0.5 + 300 \text{万円 (基礎定額)}$$

※ H28 年度事業以降の上限額については、毎年度漸減されることとなっている。